



島根県報

平成28年1月5日（火）

第2,764号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農用地利用配分計画の認可	（農 業 経 営 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出（2件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	5
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	（建 築 住 宅 課）	5

【公 告】

農用地利用配分計画の認可の申請	（農 業 経 営 課）	5
都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	6

【収用委告示】

収用及び使用の裁決手続の開始の決定		6
-------------------	--	---

告 示**島根県告示第1号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 1 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 太三郎	益田市遠田町1051-1	益田市遠田町1284-2
野津 毅	松江市大井町450	松江市大井町244
日置 正春	松江市東出雲町須田704	松江市東出雲町今宮字五反田65-1外2筆
農業生産法人 ライスフィールド 有限会社	松江市下佐陀町1349	松江市西浜佐陀町401外21筆
カンドーフาร์ม株式会社	松江市古曾志町307-1	松江市東長江町518外1筆
福谷 善彦	邑智郡川本町大字川本171	邑智郡川本町大字川本1801-1外3筆

2 認可年月日

平成28年 1 月 5 日

島根県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 1 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

中村土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 長谷川 聡 隠岐郡隠岐の島町中村415番地3
 手嶋 昭男 隠岐郡隠岐の島町中村1541番地38
 太田 照夫 隠岐郡隠岐の島町中村180番地4
 平田 修 隠岐郡隠岐の島町元屋185番地
 藤野 裕之 隠岐郡隠岐の島町中村56番地2
 柊 隆一 隠岐郡隠岐の島町中村1541番地53
 長田 好人 隠岐郡隠岐の島町中村213番地2

監事

- 横地 昇 隠岐郡隠岐の島町中村1434番地3
 細井 睦雄 隠岐郡隠岐の島町中村1471番地1

2 就任年月日

平成27年 7月 1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

原 茂憲 隠岐郡隠岐の島町元屋211番地
岡島 勝信 隠岐郡隠岐の島町中村1455番地
的射 利定 隠岐郡隠岐の島町中村1544番地11
茶山 善博 隠岐郡隠岐の島町元屋446番地 4
手嶋 昭男 隠岐郡隠岐の島町中村1541番地38
細井 睦雄 隠岐郡隠岐の島町中村1471番地 1
千葉 岩二 隠岐郡隠岐の島町中村1534番地
長谷川 聡 隠岐郡隠岐の島町中村415番地 3
藤野 裕之 隠岐郡隠岐の島町中村56番地 2

監事

長田 好人 隠岐郡隠岐の島町中村213番地 2
横地 昇 隠岐郡隠岐の島町中村1434番地 3

島根県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 1月 5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

内藤 盛雄 出雲市大社町遥堪891番地
手銭 修 出雲市大社町菱根883番地 5
足立 幹男 出雲市大社町入南335番地
多々納 勝 出雲市大社町入南1045番地
森山 修 出雲市大社町菱根572番地 2
小村 恒雄 出雲市大社町中荒木245番地
澄田 貴 出雲市大社町中荒木2810番地 2
大梶 泰男 出雲市大社町中荒木1646番地
曾田 建志 出雲市荒茅町991番地
手銭 賢二 出雲市大社町北荒木151番地
佐藤 邦繁 出雲市大社町北荒木1398番地
小川 秀勝 出雲市大社町修理免836番地
影山 順 出雲市大社町修理免1349番地
糸賀 龍夫 出雲市大社町杵築西1862番地

監事

錦織 満夫 出雲市大社町遥堪177番地

加藤 博 出雲市大社町中荒木2246番地

山崎 一誠 出雲市大社町修理免589番地 1

2 就任年月日

平成27年11月30日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

濱田 豊 出雲市大社町遥堪769番地

手銭 修 出雲市大社町菱根883番地 5

金築 修 出雲市大社町入南477番地 3

多々納 勝 出雲市大社町入南1045番地

錦織 勝一 出雲市大社町菱根1138番地

林 秀夫 出雲市大社町中荒木137番地

加藤 博 出雲市大社町中荒木2246番地

大梶 泰男 出雲市大社町中荒木1646番地

川上 哲治 出雲市荒茅町138番地

手銭 賢二 出雲市大社町北荒木151番地

佐藤 邦繁 出雲市大社町北荒木1398番地

伊藤 勇二 出雲市大社町修理免167番地

影山 順 出雲市大社町修理免1349番地

三原 俊 出雲市大社町杵築西2501番地 7

監事

森山 修 出雲市大社町菱根572番地 2

日野 直 出雲市大社町中荒木1691番地

山崎 一誠 出雲市大社町修理免589番地 1

島根県告示第4号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 1 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市上府町口930、口931-5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第5号

平成27年農林水産省告示第2121号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成28年 1 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
邑智郡川本町大字川本2703-2、2703-3	大畑 松吉	邑智郡川本町大字川本1848
邑智郡邑南町下口羽3308	三上 初枝	邑智郡邑南町下口羽1160
邑智郡邑南町下口羽3307	三田 美智子	邑智郡邑南町下口羽1283-3

島根県告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 1 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社グッド・アイズ建築検査機構	東京都新宿区百人町二丁目16番15号	東京都新宿区百人町二丁目16番15号 神奈川県横浜市中区尾上町4番57号	東京都新宿区百人町二丁目16番15号 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目57番地	平成27年12月15日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 1 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社 オーサン	邑智郡川本町大字南佐木282-1	邑智郡川本町大字湯谷597-1外9筆

2 申請年月日

平成27年12月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成28年 1 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

出雲市灘分町、大社町杵築西、大社町北荒木、大社町中荒木、大社町修理免及び大社町菱根

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び出雲市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年 1 月 5 日から同月19日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第 1 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成28年 1 月 5 日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道 9 号改築工事（多伎・朝山道路及び朝山・大田道路）（島根県出雲市多伎町久村地内から同市多伎町小田地内まで及び大田市波根町字高原田地内から同市久手町刺鹿字沖代地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県大田市久手町刺鹿

（単位：㎡）

字	地 番	地 目		地 積		収用又は使用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備 考
		公簿	現況	公簿	実測			
城ヶ谷	3007番	山林	山林	25,657	広大地のため実測せず	4.08	収用	一部
涼見	3010番3	山林	山林	4,343	4,343.64	287.01	収用	一部
涼見	3010番3	山林	山林	4,343	4,343.64	711.37	収用	一部
涼見	3010番3	山林	山林	4,343	4,343.64	9.43	使用	一部
涼見	3010番4	保安林	保安林	2,167	2,167.91	898.13	収用	一部

4 土地所有者の氏名及び住所

岡田 光弘 大阪府茨木市山手台三丁目7番19号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 島根県大田市久手町刺鹿字城ヶ谷3007番

なし

(2) 島根県大田市久手町刺鹿字涼見3010番3

大田市 島根県大田市大田町大田口1111番地

地上権 平成2年12月1日設定（平成3年2月6日登記 第547号）

(3) 島根県大田市久手町刺鹿字涼見3010番4

大田市 島根県大田市大田町大田口1111番地

地上権 平成2年12月1日設定（平成27年7月30日登記 第12267号）

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成27年12月18日